

## 令和3年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
大阪維新の会・ 無党派の会 代表質問 伊東 寛光 議員	1. 市立図書館について (1) 富田林市立図書館資料収集方針について。 ①資料収集方針の意義について。 ②資料収集方針をより具体的で実用的な内容に改訂してはどうか。 (2) 地域資料の収集について。 ①地域資料の定義について。 ②地域資料の収集状況について。 ③地域資料の収集等に関する方針を策定したり担当職員を定めるなどして、地域資料の収集に力を入れてはどうか。 (3) 地域資料のデジタル化や電子行政資料の収集について。 ※現状と今後の予定について、推進すべきとの立場から見解を伺う。	資料1/ 図書館
	2. 本市の学校教育について (1) 学校のきまりごとについて ①学校ごとにきまりごとが定められている理由について。 ※第一中学校区のルールを例示した上で、本市教育委員会の見解を求める。 ②きまりごとの制定権者（最終責任者）は誰か。 ③きまりごとを改正する方法について定めがないのは何故か。 ※改正する方法について明示すべきではないかと考えるが、見解を求める。 ④きまりごとを生徒や保護者が自由に確認できない学校があることについて、本市教育委員会の見解を求める。 ※きまりごとを全校、それぞれウェブ公開してはどうか。 ⑤合理的な説明が難しいように思われるきまりごとについて、本市教育委員会の見解を求める。 ※ポニーテール禁止、ツープロック禁止、男子の髪型について襟にかからない長さにするように指定、ズボンの裾をダブルに指定、ジャケットの前ボタンを全て留めるように指定など、それぞれについて禁止や指定をする理由を説明されたい。 ⑥地域特性を考慮してもなお、学校間で対応が分かれているきまりごとが存在することについて、本市教育委員会の見解を求める。	資料2/ 教育指導室
	(2) 中学校給食について。 ①「給食の日」の事業効果について。 ②給食無料チケットについて。 ※チケットの消化状況、および事業実施後の喫食率への影響等について。 ③中学校給食を全員喫食化してはどうか。	資料3/ 学校給食課
ふるさと富田林 代表質問 坂口 真紀 議員	3. 本市における市民の東西交流について (1) 本市の東西問題の取組状況と課題について (2) 関係人口の考え方を取り入れた東西交流の地域活性化の推進について (3) 東西交通の利便性についてこれまでの取り組みと課題、今後の取り組みについて (4) 東西市民の交流による関係人口の創出について	資料4/ 都市魅力課 道路交通課 金剛地区再生室 公民館

## 令和3年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
公明党 代表質問 村山 理恵 議員	2. 女性の貧困について (1) ネグレクトなどの家庭環境により生理用品の確保ができない児童生徒に災害備蓄品を活用し、学校の保健室を介してお渡しできる体制と周知の徹底を求めて	資料5/ 教育指導室
	(2) コロナ禍による減収などにより、生理用品が購入できない学生や市民に、災害備蓄品を活用し、公共施設のトイレに配置する事と、希望者に窓口でお渡しできる体制を求めて	資料6/ 生涯学習課 増進型地域福祉課
	6. 市民総合体育館の競技場等の安全対策として、床材の改修を求めて (1) 市民総合体育館の競技場床材の現状と維持管理について (2) 競技場床材が原因のけがの発生状況について (3) 床材をクッション性のある材質に改修することについて (4) 小中学校屋内運動場に同様の床材を導入・改修することについて	資料7/ 生涯学習課 教育総務課
	7. GIGAスクール構想の進捗について (1) タブレットを使った授業の内容と児童・生徒の反応と、今後の展開について (2) Wi-Fiルーターの貸し出し時期と、オンライン授業への準備と計画について	資料8/ 教育指導室
日本共産党 代表質問 岡田 英樹 議員	2. マンション問題への市の支援を求めて (5) マンションの集会室、公園施設などへの固定資産税の減免措置や、集会所としての生涯学習活動への援助は	資料9/ 課税課 生涯学習課
	3. 富田林市役所の新庁舎建て替えについて、見解をきく (1) 「富田林市庁舎整備基本計画策定委員会」や議会での議論をふまえず、庁議で大幅な変更が可能ならば、市民や議会無視の行政運営となる。庁舎建て替えという半世紀に一度の大事業にも関わらず、あまりに拙速な対応。市民、議会、市職員の意見も無視した一方的なトップダウンだと考えるが、市長の見解は。 (2) 2020年11月策定の「新庁舎基本整備計画」に基づき現地に15500㎡で建て替えをする方針から、3000㎡規模を縮小し、すばるホールに仮移転としていた機能を本移転するとの方針変更が突然出された。市役所を分散化させる大幅な方針変更だが、その経過が不透明である。 ①再検討の経過（時系列で日付も明確に）は ②基本設計の委託業者選定について、プロポーザルの過程と評価された点、契約、着手などのスケジュールは ③プロポーザル募集は庁舎分散化、本移転という内容での提案募集ではなかったが、業者が基本設計を着手するにあたり、いつ、どのように指示をし、変更の指示を出されたのか (3) すばるホールへの庁舎機能の移転には多くの問題がある ①すばるホールの部屋は、窓もなく、太陽の光も入ってこない。もともと目的が異なるため当然だが、市職員の働く環境として適切とは言えない。職員のストレス増加など、労働環境の悪化について、どのように考えるか。 ②窓に限らず、エレベーターやエスカレーターの増設など、かなり大掛かりな改修工事をしなければ、市役所機能としてすばるホールを利用することには問題がある。市民の利便性をどう確保するのか。	資料10/ 総務課 財政課 人事課 生涯学習課

## 令和3年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
<p>日本共産党 代表質問 岡田 英樹 議員</p>	<p>③労使合意が必要な案件だが、職員や労働組合などとの協議はしたのか</p> <p>④すばるホールは多くの市民の方々に愛され、利用されている。今回利用できなくなるとされているスペースは非常に利用率も高い状況。それぞれの部屋の利用率はコロナ前3年間では。</p> <p>⑤すばるホールは現在、月曜日が休館日だが、土日が休みの市役所の業務を並行する方法について、どのように考えるのか。</p> <p>⑥すばるホールの指定管理者である富田林市文化振興事業団は、もともとすばるホールを運営するために作られた団体で、30年にわたり富田林市の文化振興を担ってこられた。「富田林市文化振興事業団」からの意見聴取、協議はおこなってきたのか。</p> <p>⑦今後は、すばるホールの利用に関し不便を強いられ、文化活動に支障をきたすことも考えられる。すばるホールを利用する市民の方々や日頃利用されている団体、現在14団体で構成される「文化団体協議会」などへの意見聴取や協議はおこなってきたのか。</p> <p>⑧すばるホールの文化施設機能と生涯学習機能の縮小は、文化拠点としてのすばるホールの実質「廃止」に等しい内容であり、本市の文化レベルの著しい低下が懸念される。先の5月31日の全員協議会で報告があった「生涯学習推進プラン」の策定内容とも矛盾すると考えるが、市長の見解は。</p> <p>(4) 今一度、庁舎分散化を見直し、市民にとってわかりやすく、利便性の高いバリアフリーな、窓口が集約された庁舎、災害時にも対応でき、コロナ禍のような状況でも密を避けられるだけの十分なスペースの確保を進めるべきでは</p>	<p>資料10/ 総務課 財政課 人事課 生涯学習課</p>
<p>個人質問 中山 佑子 議員</p>	<p>6. 体育でのマスク着用について</p> <p>高槻市で本年2月、小学校の体育の授業で持久走をした5年生の男子児童が授業後に死亡しました。</p> <p>高槻市教育委員会によりますと、今年2月18日、市内の小学校での体育の授業で小学5年生の男子児童が、自らのペースで走る5分間走を行った後に体調が急変し、病院に救急搬送後、死亡したということです。</p> <p>男子児童は当時、マスクを着けて体育の授業に臨んでいたとみられ、ペース走終了間際に他の児童から「男子児童が倒れている」と担任に伝えられ、様子がおかしいため保健室に搬送したということです。保健室へ搬送された時点ではマスクは男子児童のあごの部分にかかっていたということです。</p> <p>小学校ではマスクの着用について「体育の時はマスクを外しても良い」と児童に伝えた一方で「新型コロナウイルスの感染などが心配な人は着けても良い」とも指導していたということです。</p> <p>(1) 本市の小中学校の体育授業におけるマスクの着用についての対応をお聞かせください。</p> <p>(2) 公園でマスクを着用したまま走っている小学生やマスクを着用したまま自転車を漕ぐ小中学生をよく見かけますので、熱中症等のリスクが心配です。体育の授業以外の指導についてもお聞かせください。</p>	<p>資料11/ 教育指導室</p>

## 令和3年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
個人質問 左近 憲一 議員	1. 市庁舎管理規則に基づき市職員の業務内容について (2) 本市学校給食センター土地（市所有物権）の利用状況について （イ）空白地域の利用は不必要な利用状況ではないか、職員及びパート職員の通勤に負担がかかっているか	資料12/ 学校給食課

1. 市立図書館について

(1) 富田林市立図書館資料収集方針について。

①資料収集方針の意義について。

②資料収集方針をより具体的で実用的な内容に改訂してはどうか。

(2) 地域資料の収集について。

①地域資料の定義について。

②地域資料の収集状況について。

③地域資料の収集等に関する方針を策定したり担当職員を定めるなどして、地域資料の収集に力を入れてはどうか。

(3) 地域資料のデジタル化や電子行政資料の収集について。

※現状と今後の予定について、推進すべきとの立場から見解を伺う。

**【答弁】**

ご質問の1. 市立図書館についての(1)から(3)につきまして、順次お答え申し上げます。

まず、(1)①につきまして、本市図書館資料収集方針は、富田林市立図書館処務規則の規定による資料の収集について必要な事項を定めております。公立図書館の任務として、基本的人権のひとつ「知る自由」をもつ国民に、資料を提供する必要があります。

資料収集方針は、「図書館法」ならびに「図書館の自由に関する宣言」の理念に基づき、市民の資料要求を反映させ、市民の文化、教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を、国内出版物を中心に、各分野にわたり、基本的なものから、必要に応じて専門的なものまで幅広く収集するようにしております。この方針に基づいて本市図書館では、資料選定においても、一般書選書・児童書選書に分かれて職員が集まり、見計らい図書を選定や出版情報からのリスト選書、利用者からのリクエストに関し、それぞれ週1回の選書会議を行って決定していると

ころでございます。また、本市の図書館は2館1分室で構成されておりますが、蔵書は市立図書館として管理し、各館に資料を固定せず、どの地域の市民でも幅広く資料を共有できるように運用しております。

②につきましては、司書の職務に携わるものとして責任をもってOJTを行いながら収集しておりますが、各時代の状況を踏まえた市民の要求や資料の形態にも対応できるよう改訂にむけ検討してまいります。

(2) ①につきましては、地域社会の歴史、文化、行政、市民生活などあらゆる分野に関する資料や、その地域で作成・発行された資料を地域資料の定義としており、本市図書館では富田林市を重点的に、大阪府や南河内、寺内町、石上露子に関する資料等を収集・保存しておりますが、地域資料の収集に関しても、先の資料収集方針の改訂時に、指針とできるよう明文化してまいります。

次に②でございますが、本市で発行された行政資料につきましては、各課との連携を図り、保存用・貸出用として3部以上を受入れしております。

また、地域資料の古い文献で入手が不可能なものは資料として残すため、国立国会図書館をはじめ、所蔵されている図書館からお借りし、複写資料として研究用に保存しております。さらに見計らい図書の選定時や出版情報、新聞や雑誌、インターネット等を通じた情報収集を行っております。市民の著作は、ご紹介・ご寄贈いただくことも多く、蔵書として図書館でご利用いただいております。資料収集方針にも盛り込むなど、積極的に呼びかけ収集できるように努めてまいります。

続きまして③につきましては、中央・金剛で各1名を地域資料担当職員としております。加えて、職員間での情報共有やOJT、レファレンス回答集も参考にしながら業務にあたっております。また、地域資料はもとより、図書館資料全般

において利用者の求めに応じるため、図書館業務に携わる司書全員が、市民と地域を知って資料収集に反映させるよう取り組んでおります。

昨年の市制施行 70 周年事業「図書館資料にみる知る人ぞ知る富田林」では、職員全員が所蔵する地域資料に目を通し、改めて資料について学びなおす契機になりました。今後も、職場力を高めるため計画的に研修を実施するなど、マネジメントに努めてまいります。

最後に、(3) の地域資料のデジタル化や電子行政資料につきましては、図書館での先行事例「北摂アーカイブス」はレンタルサーバを利用した公開とされています。現在、本市文化財課で進めている「文化財デジタルアーカイブ」を図書館 Web ページでリンクしご紹介しております。行政資料につきましては、市 Web ページの「オープンデータ」や「富田林市のこと」でデジタル化された資料を市民に提供されておりますので、図書館 Web ページでリンクし提供することが、費用対効果の観点からも効率的・効果的な運用であると認識しておりますが、今後におきましては、市の方針や関係課との連携を図りながら、長期的な視点に立って検討してまいります。

## 2. 本市の学校教育について

## (1) 学校のきまりごとについて

①学校ごとにきまりごとが定められている理由について。

※第一中学校区のルールを例示した上で、本市教育委員会の見解を求める。

②きまりごとの制定権者（最終責任者）は誰か。

③きまりごとを改正する方法について定めがないのは何故か。

※改正する方法について明示すべきではないかと考えるが、見解を求める。

④きまりごとを生徒や保護者が自由に確認できない学校があることについて、本市教育委員会の見解を求める。

※きまりごとを全校、それぞれウェブ公開してはどうか。

⑤合理的な説明が難しいように思われるきまりごとについて、本市教育委員会の見解を求める。

※ポニーテール禁止、ツープロック禁止、男子の髪型について、男子の髪型について襟にかからない長さにするように指定、ズボンの裾をダブルに指定、ジャケットの前ボタンを全て留めるように指定など、それぞれについて禁止や指定をする理由を説明されたい。

⑥地域特性を考慮してもなお、学校間で対応が分かれているきまりごとが存在することについて、本市教育委員会の見解を求める。

**【答弁】**

(1) 学校のきまりごとについての①～⑥につきまして、順次お答えいたします。

最初に、①についてお答えいたします。学校のきまりごとは、各校の教育目的の実現に向け、子どもが健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として定めるものであります。特に小中学校におきましては、子どもが心身の発達の過程にあることに加え、学校が集団生活の場であることをふまえ、

各校において定められております。

次に、②についてお答えいたします。きまりごとは、それぞれの学校の状況にあわせて決められる内容もございますことから、校内での議論をふまえ、最終的に、学校長が判断し定めるものとなります。

次に、③についてお答えいたします。学校のきまりごとの改正にあたりましては、例えば、通学、欠席や早退等の手続きのように指導の観点で教職員や保護者が主導となる形もあれば、服装、髪型、所持品の変更など、子どもが主導となるものもあり、きまりごとの改正方法を一括りで示すことは難しい部分があると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のように改正に向けた取組みを行うことは、子どもの自主性・主体性を育むことにもつながると考えておりますことから、今後、改正に係る方法を明示することについて検討してまいります。

次に、④についてお答えいたします。現在、学校はきまりごとを記した文書を年度初めや入学説明会の際に子どもや保護者へ配付しております。また、見直した内容や改正の進捗状況についても、生徒会新聞や児童・生徒集会の機会を通じて発信しております。一方で、議員ご指摘のとおり、学校が冊子等を保管し、きまりごとを子どもや保護者が自由に確認できない状況にあることについては改善を行う必要があると考えております。

本市教育委員会といたしましては、そのような状況の改善に加え、きまりごとに対して、保護者をはじめ幅広い意見を頂くことも重要であると考えておりますことから、今後、各校のウェブページで公開することを検討してまいります。

次に、⑤についてお答えいたします。様々な禁止事項や指示事項につきましては、TPOをふまえて、学校生活に適した身だしなみや服装を整えることを目的としたものが多くございます。近年では、男女の区別なく着用できるブレザーやスラックス型の制服へと子どもの意向を尊重しながら、順次変更している学校も多くなっております。また、ズボンの裾のダブル指定は身長が伸びた際にシング

ルにできるような配慮となっている側面もございますが、一方で、議員ご指摘のように、現在の子どもや社会の実態に即していないもの、合理的な説明が難しいと捉えられる内容も見受けられます。きまりごとの中には、冊子等には記されているものの、校内で柔軟に運用している場合もございますので、その趣旨や合理性などをふまえ、子どもの状況とあわせて、あらためて確認する必要があると考えております。

次に、⑥についてお答えいたします。各学校のきまりごとに係る実情に関しましては、市内中学校生徒指導担当者が集まった会議等で情報交換しております。この会議では、きまりごとの内容、学校や生徒の現状、保護者や地域からのご意見等も共有しております。他にも、社会情勢に照らして、きまりごとの趣旨や内容を議論することもございます。

今後は、学校間で対応が分かれているきまりごとについて取り上げ、各校の教育目的を実現するために必要なものか、あるいは合理的な説明が可能か否か、といった視点で議論を進めてまいりたいと考えております。

本市教育委員会といたしましては、様々なきまりごとの目的や定められた理由について、子どもをはじめ、保護者や地域のみなさまにも広く周知し、ご理解いただくことが、よりよい学校教育、子どもの自己実現のために重要だと認識しておりますことから、各校がきまりごとや改正方法の周知、意見収集、見直しの充実を図ることができるよう、取組みを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

## 2. 本市の学校教育について

## (2) 中学校給食について。

①「給食の日」の事業効果について。

②給食無料チケットについて。

※チケットの消化状況、および事業実施後の喫食率への影響等について。

③中学校給食を全員喫食化してはどうか。

## 【答弁】

2の(2)の①から③につきまして、順次、お答えいたします。

まず、①についてでございますが、「給食の日」は、平成22年度から全校で始まりました中学校給食を知っていただいて、申し込みをしてもらえるよう、生徒に給食1食分を無料で提供し、味わっていただく取り組みとしまして、平成24年度から実施しております。平成28年度までは1年から3年生までを対象とし、平成29年度からは5月に1年生のみを対象に行っているところでございます。

その事業効果としましては、8校全体での喫食率の推移から見ますと、平成23年度で29.3%、24年度で34.9%、26年度で41.8%、30年度で50.6%、令和2年度で53.2%と年々増加しており、「給食の日」に合わせて実施しているアンケート等をもとに生徒のニーズの把握に努めるとともに、献立立案の工夫などの取組みを通じまして、申し込みたい生徒が申し込むことができていることにつながっていると考えております。

次に、②についてでございますが、「給食無料チケット」は、新型コロナウイルス感染症の影響による、保護者の経済的負担の軽減を図る目的に、令和2年10月から令和3年3月までの6カ月間で、生徒ひとりあたり30食分が無料になる事業としまして、実施したものでございます。

チケットの消化状況としましては、全体の利用が80.1%の59,843食分

で、この6カ月間の8校平均の喫食率は、前年の同期間と比較して、4.4ポイント上昇という結果でございました。

また、「給食無料チケット」事業実施後の喫食率につきましても、上昇傾向が表れているものと考えております。

最後に、③についてお答えいたします。

本市中学校給食は、現在全8校におきまして、選択制で、自校調理方式により実施しております。

中学校給食の導入にあたりましては、「家庭で作られた弁当と、手の込んだ学校給食を併存させ、自我に目覚めた中学生の選択を尊重する」などの観点から、現在の方式が採用され、給食提供に対応できるよう各施設や設備を整備したものでございます。

本市では、全8中学校での給食が始まって10年が経過し、選択制給食での喫食率について他市と比較しても高い状態を維持しており、満足度の高いものになっていると認識しております。

このような中、中学校給食を全員喫食化する場合には、提供可能食数の確保のため、新たな施設や設備の整備等のほか、配膳・下膳の面から、限られた給食時間内で給食を終えることが困難となるなど、様々な課題が考えられるところでございます。

しかしながら、全員喫食化している自治体も増えている状況もございませうことから、近隣市や先進市の取組を注視するとともに、「食育の推進」という観点からも、生徒・保護者の皆様に、より満足して頂ける中学校給食となるよう調査検討してまいります。

### 3. 本市における市民の東西交流について

- (1) 本市の東西問題の取組状況と課題について
- (2) 関係人口の考え方を取り入れた東西交流の地域活性化の推進について
- (3) 東西交通の利便性についてこれまでの取り組みと課題、今後の取り組みについて
- (4) 東西市民の交流による関係人口の創出について

#### 【答弁】

3. 本市における市民の東西交流の(1)から(4)につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

本市におきましては、昭和40年代の大規模な住宅開発により金剛地区が造成されるとともに、昭和50年代には金剛東地区も造成され、大阪都心のベッドタウンとして多くの人々が転入するとともに、人口の増加にあわせまして、金剛連絡所や金剛公民館・図書館などの公共施設も整備し、本年3月末現在では、市全体の人口の約31.8%が当該地区に居住されておられます。

市の東部と西部に居住する方々にとりましては、利用される鉄道路線が異なるなど、日常生活圏が異なることもあり、東西の市民が双方の地域のことを知らない、相互交流が少ないことなども、本市の課題の一つと認識しているところでございます。そのような中、東西交流の取組としまして、例えば公民館では、毎年、公民館まつりの開催時に中央と東と金剛の各公民館を巡回バスで結びまして、それぞれの館の利用者がすべての公民館まつりに参加できるよう、市民交流を進めているところでございます。

また、昨年度は市制70周年事業として『富田林・おもろスポットウォーク』を実施いたしました。このイベントは、金剛地区の方々に寺内町をはじめとする富田林の伝統に触れていただくことをねらいとし、金剛駅から出発し、ゴールの寺内町まで、ウォーキングマップを手に各スポットを巡って、富田林市を歩いて横断するという内容で、当日は、コロナ禍にも関わらず、66名の方にご参加いただき、富田林の隠れた魅力を再発見していただきました。今後ともさまざまな

機会を捉えまして、東西の市民交流を進めてまいります。

次に、関係人口とは、国が推進する地方創生メニューの一つで、移住・定住ではなく、或いは観光に来た「交流人口」でもない、普段は地域外に住んでいるがその地域に何かしらの所縁を持ち、その地域への愛着をモチベーションに地域や地域の人々と多様に関わる人のこととございます。地方では、若者を中心とした関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となり、地域の活性化に取り組んでいる事例が見受けられます。このような関係人口の概念を本市の東西交流に取り入れることにより、市民のみなさんが新たな本市の魅力を知り、これを磨き上げ、新たな価値が生まれることも期待できますことから、市域の活性化を目指すにあたりましては有効な手段の一つであり、今後の政策検討におきましても重要な観点であると認識いたしております。

続きまして、平成24年度、25年度に、課題である東西の交通問題の解消に向けて、近鉄富田林駅と南海金剛駅間を近鉄バス、南海バスの協力を得て、駅間を直通で運行する社会実験を行いました。社会実験の内容といたしましては、近鉄富田林駅と南海金剛駅間を約20分で結び、平成24年度には、運行時間を午前10時から午後4時まで（往復12便）、平成25年度には、午前7時から午後8時まで（往復24便）の運行を実施しました。結果は、既存の路線バスの利用者に影響がないように、停留所を限定したことなどにより、利用者が少なかったことから事業の採算性が見込めない為、このままの運行形態では、事業が困難であることが明らかとなりました。

また、富田林駅と金剛地区との間の移動手段といたしまして、レインボーバスを利用するか、路線バスを乗り継ぐ方法がございます。レインボーバスを利用し、富田林駅から金剛連絡所まで行くには、約35分程度を要することや、路線バスの乗り継ぎは、乗り換えや待ち時間の発生などから、その利便性が課題であると考えております。令和元年度に、レインボーバスの利便性や東西交通に対する市民の声などを直接お伺いするため、「レインボーバス等に関するアンケート調査」を実施いたしました。アンケートの中では、「レインボーバスを金剛駅まで運行できないか」「路線バスによる富田林駅と金剛駅の直通バスの運行ができないか」な

どの意見がございました。今後といたしましては、様々な課題につきまして、東西交通の利便性の向上につなげられるよう「富田林市交通会議」の意見を聴きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、本市の東西市民の交流といたしましては、金剛地区まちづくり会議による金剛マルシェにおきまして、富田林市の農業を創造する会との連携により、地場産野菜の販売を行っております。また、本年1月に、本市とUR都市機構が共同設置しました魅力向上拠点「∞KON ROOM」におきましても、富田林寺内町に関する展示や資料の掲示等を行うとともに、本年3月には、金剛マルシェのタイミングにあわせまして、寺内町で店舗を構える店舗にブース出展いただく「手仕事マルシェ」を開催いたしました。さらに、金剛地区まちづくり会議の居場所づくりプロジェクトメンバーが中心となって立ちあげました、一般社団法人わっく金剛により、日替わりオーナーカフェやボックスショップ機能を備えた「わっくカフェ」が、金剛銀座街商店街内に開設され、地域住民の常設の居場所として、地域で活動したい人の自己実現の場、新たに起業をめざす人などのチャレンジの場として運営されておりますが、地区外の方々も多数オーナー登録を行い、さまざまな活動をされる中で、新たなコミュニティや東西を越えた人の交流が生まれていると聞き及んでおります。今後におきましても、東西の公共施設等において、それぞれの地域で開催されるイベント情報を相互に発信するなど、双方向の交流促進に努めてまいります。

このような取組を通じて、東西の市民のみなさんが交流することにより、それまで気付かなかった本市の魅力を知ることが都市ブランドの向上につながり、さらには郷土愛を高めていただくことが期待されます。また、交流する市民のみなさんに議員ご提案の関係人口の概念を応用し、自分が住んでいる地域とは別の場所に思いを寄せ、関心を持ち続け、継続的に関り、貢献することで、市域全体の地域活性化およびコミュニティ醸成にも寄与するものと考えているところでございます。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

## 2. 女性の貧困について

- (1) ネグレクトなどの家庭環境により生理用品が確保できない児童生徒に、災害備蓄品を活用し、学校の保健室を介してお渡しできる体制と周知の徹底を求めて。

### 【答弁】

まず、(1) についてお答えいたします。

本市立小中学校におきましては、これまでもメーカーから試供品として寄せられた生理用品を保健室に常備しており、必要に応じて子どもたちに配布しております。また、養護教諭や担任等を中心として、児童生徒への指導や対応も行っております。

具体的な内容といたしましては、宿泊学習の事前説明や、小学校4年から6年の保健体育の授業で男女別に学習する際、生理用品の使い方や対応方法について詳しく説明し、生理用品について困った時は、遠慮なく保健室に取りに行くよう子どもたちに伝えております。また、家庭環境等により配慮が必要な児童生徒に対しましては、個別に声をかける等、対応を行っているところでございます。

加えて、本年5月の校長会でも、健康面を含め、悩みや困りごとを抱えている場合は、担任や養護教諭等に気軽に相談できる環境づくりをすすめるよう周知を行うとともに、改めて生理用品の入手に困っている子どもたちに対しても丁寧に対応するよう周知を行ったところでございます。

本市教育委員会といたしましては、コロナ禍の中で、子どもたちによりきめ細かに対応する必要性を強く認識しておりますことから、個別の家庭環境をふまえて、子どもたちが家庭で生活している間も困らず過ごすことができるよう、災害備蓄品を活用し必要分をまとめて渡すことも検討してまいります。

## 2. 女性の貧困について

(2) コロナ禍による減収などにより、生理用品が購入できない学生や市民に、災害備蓄品を活用し、公共施設のトイレに配置する事と、希望者に窓口でお渡しできる体制を求めて

### 【答弁】

それでは、ご質問の2. 女性の貧困についての(2)につきまして、お答えいたします。

きらめき創造館 T o p i c では、子ども・若者育成支援委託事業者と連携・協力して、生活に困っていることや悩みを聞く相談業務を実施しております。

新型コロナウイルス感染拡大で、親元やアルバイト先などが影響を受けた一人暮らしの大学生等が経済的に困窮して相談に来られた場合は、食糧や災害備蓄用の生理用品の配布について説明し、この間、約30名の若者に配布が行われています。また、増進型地域福祉課内に設置する「福祉なんでも相談窓口」では、生活困窮を始め、様々な世帯の生活上の困りごとなどの相談をお受けする中で、生理用品を必要とする市民へ、お渡しできる体制をとっております。

次に公共施設のトイレに生理用品を配置することや希望者に窓口でお渡しできる体制につきましては、トイレ内の管理方法と窓口での申し出に躊躇される場合の対応など、課題も考えられますことから、今後どのような方法をとれるのか施設の状況を確認するなど調査検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

6. 市民総合体育館の競技場等の安全対策として、床材の改修を求めて

- (1) 市民総合体育館の競技場床材の現状と維持管理について
- (2) 競技場床材が原因のけがの発生状況について
- (3) 床材をクッション性のある材質に改修することについて
- (4) 小中学校屋内運動場に同様の床材を導入・改修することについて

### 【答弁】

それでは、6. 市民総合体育館の競技場等の安全対策として、床材の改修を求めてにつきまして順次お答えいたします。

まず、(1) について、でございますが、市民総合体育館の競技場において、床材は木材を使用したものとなっております。

昭和55年の建設から約40年が経過し、経年劣化があるため、長寿命化の観点から、随時改修を行い、施設の維持をしているところでございます。

床面の維持管理といたしまして、利用後にモップ掛けをおこなうとともに、定期的なワックス掛けや、必要に応じて、パテでの穴埋め、床材の研磨、部分取替などの補修を行い、利用者の安全確保に努めているところでございます。

次に(2) について、でございますが、本市では、これまで市民総合体育館競技場床材のささくれなどによる、けが等の発生の報告は受けておりません。また、バレーボールを含むすべての競技利用者から床材のささくれ等の苦情についてもお聞きしていない状況でございます。しかしながら、国の消費者庁のホームページでも、取り上げられておりますように、床材のささくれによるけがが、過去から複数発生しており、本市においても、安全確保の重要性は認識しているところでございます。

続きまして（３）及び（４）について、関連しますので一括してお答えさせていただきます。議員ご提案のウレタン素材の床材使用につきましては、材質が樹脂で、クッション性があり運動による体への負荷をやわらげる効果がある材質であると考えられています。また、滑りにくく、ささくれも発生しないなどのメリットが多いことも認識しているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、市民総合体育館及び小中学校屋内運動場へのクッション性のある床材の導入にあたりましては、施工に係る費用等の課題や付随設備の改修が必要となる場合もあることから、近隣他市の導入事例を調査し、施設の長寿命化や費用対効果の観点も踏まえまして今後、調査、研究を行って参ります。

以上でお答えとさせていただきます。

## 7. GIGA スクール構想の進捗について

- (1) タブレットを使った授業の内容と児童・生徒の反応と、今後の展開について
- (2) Wi-Fi ルーターの貸し出し時期と、オンライン授業への準備と計画について

**【答弁】**

7. GIGA スクール構想の進捗についての (1) (2) について順次お答えいたします。

まず (1) についてお答えいたします。

GIGA スクール構想により整備したタブレットを用いて、現在、市内各校で様々な授業に取り組んでおります。

具体例を挙げますと、まず、5教科の授業においては、デジタルドリル等を活用し、自分の学習状況や理解度に合わせた学習を進めております。

また、体育の授業では、短距離走の練習時に子ども自身がお互いのフォームをタブレットで撮影し、授業支援用アプリを用いてフォームやタイムの変化をまとめたり、音楽の授業では、緊急事態宣言下での感染リスク軽減に配慮し、リコーダーや鍵盤ハーモニカを演奏する代わりにピアノアプリを活用した学習に取り組んだりしております。

児童・生徒からも、「授業が楽しくなった」という声や「自分に合った学習を進めることができる」という声が多く聞かれ、タブレットを活用した学習を概ね肯定的に捉えている様子が見られます。

今後の展開につきましては、まずは教職員や子ども自身がタブレットの操作に慣れていくことが重要だと考えております。その上で、実際の授業での活用につながるよう、様々な活用事例やアイデアを教職員に提供していくことも重要だと考えておりますことから、本市教職員向け Web サイト等を用いて活用事例を発信

し、本市全体のICT活用の充実を進めたいと考えております。

加えて、予習や復習など様々な目的で、タブレットを活用できることも重要だと認識しておりますことから、タブレットの持ち帰り等による家庭学習での活用についても研究を進めているところでございます。その一環といたしまして、この6月から7月にかけて全校・全学年でタブレットの持ち帰りを試行実施する予定でございますが、その結果をふまえ、今後は、夏季休業中における家庭でのタブレット活用についても検討を進める予定でございます。

次に（２）についてお答えいたします。

Wi-Fi ルーターにつきましては、インターネット接続環境がない家庭を対象に順次貸し出しを進めているところでございますが、今後もタブレットの持ち帰りを実施する期間は、貸し出しを行う予定です。

また、オンライン授業の実施につきましては、段階的な取組みを進めているところでございます。

現在は、主に教職員がオンライン会議システムの取扱いを習得できるよう、全校集会の代わりにオンライン会議システムを活用して各教室に映像や音声を配信する取組みを行っております。このような一方向の配信に加えて、市内生徒会の会議や教職員研修につきましては双方向のやりとりをオンラインで実施しており、今後は他市の学校とのオンライン交流を予定している学校もございます。

こうした実践を積み重ねながら、子どもたち自身がオンライン授業を利用できるスキルの育成に取り組むとともに、不登校児童生徒への支援等を含め、様々な場面での活用に取り組みたいと考えております。

本市教育委員会といたしましては、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない学びや、それぞれの子どもに応じた最適な学びを実現する重要性を強く認識しておりますことから、より効果的なタブレット活用について引き続き研究に取り組んでまいります。

## 2. マンション問題への市の支援を求めて

(5) マンションの、集会室、公園施設などへの固定資産税の減免措置や、集会所を使つての生涯学習活動への援助は

**【答弁】**

続きまして、(5) についてお答えいたします。

マンションの集会室への固定資産税の減免措置といたしましては、市税条例並びに要綱の規定に基づき、自治会活動の場として利用されている場合などには、申請により、固定資産税を減免しております。

また、公園施設につきましては、地方税法の規定に基づき、非課税としている物件もございます。

集会所を使つての生涯学習活動への支援といたしましては、町会組織を含めた、市民団体が主催する学習活動の場などに講師として、職員等を派遣する、「とんだばやし発見出前講座」がございます。

講座の内容といたしましては、ごみの出し方や防災について、また健康など身近な内容や、市の総合ビジョンといった市の方針まで、地域の課題やニーズに応じた幅広い講座メニューを用意し、地域の皆さんに提供させていただいてるところでございます。今後も身近な集会室を使った生涯学習の支援に努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

### 3. 富田林市役所の新庁舎建て替えについて、見解をきく

- (1) 「富田林市庁舎整備基本計画策定委員会」や議会での議論をふまえず、庁議で大幅な変更が可能ならば、市民や議会無視の行政運営となる。庁舎建て替えという半世紀に一度の大事業にも関わらず、あまりに拙速な対応。市民、議会、市職員の意見も無視した一方的なトップダウンだと考えるが、市長の見解は。
- (2) 2020年11月策定の「新庁舎基本整備計画」に基づき現地に15500㎡で建て替えをする方針から、3000㎡規模を縮小し、すばるホールに仮移転するとしていた機能を本移転するとの方針変更が突然出された。市役所を分散化させる大幅な方針変更だが、その経過が不透明である。
- (3) すばるホールへの庁舎機能の移転には多くの問題がある
- (4) 今一度、庁舎分散化を見直し、市民にとってわかりやすく、利便性の高いバリアフリーな、窓口が集約された庁舎、災害時にも対応でき、コロナ禍のような状況でも密を避けられるだけの十分なスペースの確保を進めるべきでは

#### 【答弁】

ご質問の3. 富田林市役所の新庁舎建て替えについて、見解をきくの(1)(2)については、関連しますので一括してお答えいたします。

昨年11月に策定をいたしました「市庁舎整備基本計画」においては、新庁舎規模を約15,500㎡と設定をしている中で、「具体的な施設計画や財源計画を勘案しながら、設計段階において、最終的な庁舎規模を再度精査し、コンパクト化を目指します。」とし、計画のまとめとして、将来的なコストを含めた経費削減を図れるよう検討を進め、必要規模についても引き続き検討を行うとしております。

設計業者の選定の経過については、本年1月にプロポーザルの告示をし、1次審査とプレゼンテーションによる2次審査を3月に実施いたしました。審査においては、業務の理解度、的確性、実現性、創造性が総合的に評価されました。今回の受託者については「基本計画」ならびに業務内容を十分理解している提案で

あったことから、受注候補者選定委員会にて候補者として選定され、3月29日に委託契約を結んだところです。

一方で、今後の本市の財政状況は、コロナ禍が及ぼす影響について、未だ把握しきれていない部分もありますが、市税収入の急激かつ大幅な減少や更なる扶助費の増加など、これまでの見通しと大きく乖離し、景気の悪化がもたらすマイナス要因について、見込まざるを得ない状況に置かれています。

そのような状況の中、設計業務着手に先立ち、庁舎整備基本計画の基本方針5「将来の変化に柔軟に対応できる～経済的で合理的な庁舎～」に基づき、さらに基本計画にて検討事項としていた内容を改めて検証いたしました。その結果、一部の行政機能をすばるホールへ移転することで、新庁舎の建設規模をコンパクト化し、事業費の縮減を図るため、4月16日の庁議にて協議をし、本市としての決定といたしました。その決定を受け、設計業者には4月19日に担当課より説明をし、現在その方針に基づき設計をすすめているところです。

続きまして（3）の①から③についてまとめてお答えいたします。

すばるホールへの執務室配置については、現在進めております設計の中で、各法令に適合するように改修の検討を行い、職員の労働環境にも配慮し、負担が増加することのないよう努めてまいります。配置される業務の特性や、継続するすばるホールの機能を総合的に検証し、来庁者の利便性を損なわないような整備について検討を進めてまいります。

また、事前に職員団体との協議・交渉は行っておりませんが、昨年11月18日に新庁舎建設中の行政機能の仮移転についての懸案事項を照会し、分散配置を予定していた公共施設の縮小や所属の配置変更など対応することとして、本年2月17日に庁内に周知いたしました。その後、新たな方針として決定しましたすばるホールへの本移転についての懸案事項を4月19日に、改めて全ての所属に照会を行い、意見を聴取してまいりました。今後、職員団体から、地方公務員法に基づく交渉の申し入れがあった際には、適切に対応するとともに、必要に応じて情報提供等も行ってまいりたいと考えております。

つづきまして、④から⑧につきまして順次、お答えいたします。

まず、④につきましては、1日3区分の内、1区分でも利用があればカウントする日数利用率で申し上げます。小ホール 平成28年度93.6%、平成29年度93.2% 平成30年度93.2%、展示室 平成28年度44.7%、平成29年度49.5% 平成30年度49.0% 会議室1 平成28年度75.7%、平成29年度80.3% 平成30年度80.7%、清光の間 平成28年度21.0%、平成29年度31.0% 平成30年度35.1%でございます。

次に⑤について、でございますが、行政機能の一部移転に伴い、行政機能部分は、月曜日から金曜日の開庁、行政機能以外の部分は、これまでと同様の開館日を基本で調整してまいります。

次に⑥について、でございますが、昨年12月と本年2月に文化振興事業団に行政機能の仮移転の内容説明ならびに懸案事項についての意見照会を行い、3月にご意見をいただいたところです。次に、仮移転を本移転とする新たな方針が決定したことから、4月28日に、市長・教育長がすばるホールにて、文化振興事業団理事長と面会し、一部の行政機能が本移転する方針を伝えました。それを受けて、6月3日付けで文化振興事業団よりご意見をいただいたところです。

今後、文化振興事業団と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に⑦について、でございますが、庁舎建て替えに伴い、行政機能の一部を仮移転することについて、本年4月3日に文化団体協議会の事務局であります文化振興事業団から同協議会に報告させていただきました。その後、仮移転を本移転とする新たな方針を、文化振興事業団より同協議会の加盟14団体の代表者に6月1日から順次電話で連絡させていただきました。今後につきましては、まずは、同協議会のご意見をうかがって協議を進めてまいりたいと考えております。また、すばるホールの利用者や利用団体からの意見聴取等についても検討をしてまいります。

次に⑧について、でございますが、「富田林市生涯学習推進プラン」は、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の生涯学習に関する分野別施策と位置づけており、効果的な生涯学習施策の事業展開を行うための指針でございます。

すばるホールにおいては、一部に行政機能が移転しますが、設置目的である市民文化の振興を図る機能は維持し、他の公共施設等も有効活用し、プランに基づいた文化施設機能や生涯学習機能の充実を図ってまいることから、矛盾するものではないと考えております。

最後に（４）について、お答えいたします。

今回の分庁舎案につきましては、将来的な財政負担を少しでも軽減し、厳しい状況の中にあっても健全な財政運営が持続できるよう、建設します新庁舎の規模をコンパクト化するための方針でございます。新庁舎やすばるホールにおける行政機能についても、必要な機能や面積について十分検討し、すべての人にやさしく、将来の変化に柔軟に対応できる庁舎となるよう設計をすすめてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

## 6. 体育でのマスク着用について

- (1)本市の小中学校の体育授業におけるマスクの着用についての対応をお聞かせください。
- (2)公園でマスクを着用したまま走っている小学生やマスクを着用したまま自転車を漕ぐ小中学生をよく見かけますので、熱中症等のリスクが心配です。体育の授業以外の指導についてもお聞かせください。

### 【答弁】

6. 体育でのマスクの着用についての(1)(2)につきまして、関連連いたしますので一括してお答えいたします。

文部科学省や大阪府教育庁が作成しております新型コロナウイルス感染症対策マニュアルでは、マスクの着用についても示されており、「身体的距離が十分とれない時はマスクを着用すべき」ではあるものの、「十分な身体的距離が確保できる場合」や「活動を行う場所の気温、湿度や暑さ指数が高い場合」等は、体育の授業においてもマスクの着用は必要ないことが明記されておりますことから、本市立学校では、このマニュアルに基づき感染症対策の指導を行っております。議員ご指摘の「5分間走」につきましても、一般的には、呼吸が激しくなる運動にあたりと考えられるため、本マニュアルに基づいた対応を行っているところでございます。

また、公園等の校外での生活や家庭等、日常生活におきましても、子どもたち自身が感染症や熱中症等のリスクを十分理解できるようにすることや、状況に応じてマスクを着脱する等、適切に判断し行動できる力を育成することが重要であると考えております。

今後は、今回の高槻市の事案をふまえ、改めて、子どもたちの活動の様子をきめ細かく見守ることに加えて、熱中症も命に関わる危険があることを子どもたちに十分周知することで、安全教育の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

## 1. 市庁舎管理規則に基づき市職員の業務内容について

## (2) 本市学校給食センター土地（市所有物権）の利用状況について

- (イ) 空白地域の利用は不必要な利用状況ではないか、職員及びパート職員の通勤に負担がかかっているか

## 【答弁】

1の(2)の(イ)につきまして、お答えいたします。

学校給食センターの敷地につきましては、平成30年の開設にあたり6,490.7平方メートルを確保しております。敷地内には、建築面積3,173.65平方メートルの同センター建物のほか、来客用の駐車場8台分及び駐輪場を確保しているところでございます。

議員ご質問の空白地域ですが、学校給食センター建設にあたりまして、大阪府の自然環境保全条例に基づき、緑地帯を設ける必要があることから、敷地奥に植栽を施したスペースとして設けているところでございます。

また、職員及びパート職員の通勤での負担についてでございますが、現在、市の公共施設には、職員用としての駐車場は確保しておりませんが、周辺の民間駐車場の状況や緊急時の利用などを考慮し、施設内に職員用の駐車場を確保できる場合にあつては、限定的に有料にて駐車場の利用を認めているところでございます。

学校給食センターでは、職員用の駐車場スペースを設ける余裕がなく、近隣の市立小中学校の敷地内や民間駐車場に駐車スペースを確保しているところでございますが、場所によっては約800メートル離れているなど、かなりの移動距離もあり、給食センターで働く職員にとって負担にもなっていると聞いているところでございます。

今後は、荒天時などの職員及びパート職員の通勤負担の軽減に向けまして、緑地帯の有効活用を含めまして検討してまいります。